

情報公開審査会答申の概要

答申第 968 号（諮問第 1645 号）

件名：教育課程が再編成された事実を確認した文書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 6 月 26 日

2 原処分

令和 2 年 7 月 13 日（不開示（不存在）決定）

本件開示請求は、愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対するもので、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）の開示を求めるものである。

原処分では、条例第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 9 月 29 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 1 月 18 日

5 答申

令和 3 年 6 月 28 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（以下「中学校等」という。）において、卒業までに中学校第 3 学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成されたことを、県教育委員会が、いつ、誰が、どのような方法で、誰に対して確認したのか

を記録した文書及びそれらに関連する文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、県教育委員会では、令和 3 年度の高校入試上の配慮に係る現時点での方針を定めて県内の中学校等に通知することとし、併せてその内容を記者発表により公表することとしたが、当該通知及び公表をするに当たって、中学校等における履修の見通しについて、愛知県小中学校長会・進路委員会の委員の代表者と県教育委員会の職員とが面談し、夏季休業を短縮するなど当初の指導計画を変更し、指導方法を見直すことによって、卒業式までに全ての学習内容を履修させることができる見通しであることを確認したとのことである。そして、この確認は面談により口頭で行ったため、確認のための文書等の書面は作成しておらず、面談の記録も作成していないとのことである。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校等で臨時休業が実施されたことを踏まえ、県教育委員会は、令和 3 年度の高校入試上の配慮に係る方針を速やかに示す必要があったことから、前記アの面談により中学校等における履修の見通しを確認したとのことであり、その方針の通知及び公表に係る決裁文書の作成に当たっては、当該面談の内容を記載した文書を作成しなかったとのことであった。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、当該面談を行うに当たっての日程調整は、文書やメールではなく電話で行われたため、当該面談の前に本件開示請求の対象となる行政文書が作成されることもなかったとのことであった。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

1. 別紙によれば、「卒業までに第3学年で学習すべき内容が全て履修できるよう教育課程が再編成され、計画的に学習指導が行われていることを踏まえ…」とのことであるが、県教委は、いつ、だれが、どのような方法で、誰に対して、すべての中学校等で「教育課程が再編成され」た事実を確認したのか、それらが分かる文書。その他、関連するすべての文書。

(別紙は、令和2年6月24日付け「令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜における中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた配慮事項について」)